麻生区町会連合会 町会長・自治会長会議

日 時:令和2年9月16日(水)

午後2時~

場 所:麻生区役所4階 第1会議室

司 会: 宮野副会長(研修·勉強会担当委員長)

- 1 開会
- 2 会長あいさつ

3 議題

- (1) 横浜市高速鉄道3号線の延伸における概略ルート・駅位置の決定について [麻生区役所企画課 石川担当係長]
- (2) 地域防災力の向上に向けた取組 〔麻生区役所危機管理担当 髙石担当課長〕
- (3) 令和2年度麻生区役所道路公園センター事業概要について [麻生役所道路公園センター整備課 安田課長]
- (4) 令和2年度建設緑政局北部都市基盤整備事務所事業概要について 〔建設緑政局北部都市基盤整備事務所 丸山所長〕

※10分程度休憩

- (5) 町会・自治会活動の法律問題 ~個人情報保護法を中心に~ [川崎市個人情報保護委員 馬場 寛子弁護士]
- 4 閉会

町会・自治会活動の法律問題 ~個人情報保護法を中心に~

川崎市個人情報保護委員 弁護士 馬場寛子

1 町会・自治会と個人情報保護法

平成27年の個人情報保護法改正により(平成29年5月30日施行)個人情報を取り扱う事業者全てに法が適用されます。

- 2 個人情報保護法の概要
- (1) 個人情報保護法が守っているものとは

個人の権利利益(と、個人情報の効果的な活用のバランス)

≠プライバシーや自己情報コントロール権

(2)個人情報取扱事業者とは

個人情報をデータベース化 (特定の人を検索できるように体系的に整理 すること) してその事業活動に利用している者すべて

営利、非営利を問わない

●個人で利用する住所録は

(3) 保護すべき個人情報とは

生存する

個人に関する情報で

誰の情報であるかを識別することができるもの(照合容易性のあるもの を含む。) 例)氏名、生年月日、住所、電話番号

●メールアドレスは個人情報か

●カメラで撮影した映像データは個人情報か

個人識別符号

例)指紋認識データ、顔画像データ、旅券番号、免許証番号、住民票コー ド、個人番号

特に配慮を要する個人情報(要配慮個人情報)

例) 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害

なお、個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する 個人情報を、特に「個人データ」といいます。

- (4) 個人情報の取り扱いで注意を要する場面
 - ① 取得
 - ② 利用
 - ③ 第三者提供
 - (④ 保管 (廃棄))
 - (⑤ 開示)
- ① 取得の際は利用目的・内容を特定して明示する(「ここは大事」その1) 利用目的の特定

明示の方法は、あらかじめ公表しておく方法や、書面に記載して通知する方法など

●取得の状況から利用目的が明らかな場合は? 特に「要配慮個人情報」を取得するには、さらに本人の同意が必要 (「ここは大事」その2)

●本人同意は常に必要か

- ② 利用の際は、利用目的の範囲内で 本人の同意なく目的外利用はできない
- ③ 第三者提供には本人の同意が必要
- ◆本人同意は常に必要か (「ここは大事」その3)
- ●本人同意は常に必要?

本人の同意がなくてもよい場合

- ア 法令に基づく場合
- イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本 人の同意を得ることが困難であるとき。
- ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

なお、第三者提供したときは、3年間保存の記録簿に記載する必要があります (「ここは大事」その4)

④ 保管 (廃棄) は安全に

ロック(鍵)は忘れずに

不要になったデータは廃棄

個人情報取り扱いルールを策定し、安心・安全に管理を

(「ここは大事」 その5)

●パソコンで個人情報を管理する場合

⑤ 開示

保有個人データの開示、訂正、利用停止の申出あった場合は、応じなければいけません

- 3 具体的事案に即して
- (1)要支援者情報

高齢者の見守りのために健康状態や主治医を聞くことは、「要配慮個人情報」の取得にあたります。

- 問)本人からではなく、家族から聞き取ってもよい?
- 問)回覧版に記入してもらう方式で情報収集してもよい?

- 問)本人の生命・身体に関わるときは、本人の同意なく、行政・病院・警察に情報提供してもよい?
- 問) 民生委員から一人暮らし高齢者に関する情報提供を求められたら?

(2)回覧、掲示

回覧板や掲示板に個人の氏名等を記載することは、原則として個人情報 の第三者提供にあたります

- 問) 行事の参加者を回覧板に記載してもう方法に問題はありますか?
- 問)総会の議案に次期役員の候補者指名を記載して会員に配布すること に問題はありますか?
- 問)掲示板に部屋番号と氏名を記載した掃除当番表を張ることに問題はありますか?

(3) 防犯カメラ

録画していなければ → 適用なし

個人が特定できなければ → 適用なし

防犯カメラの映像データも個人が特定できれば個人情報です

- 問)利用目的の表示は必要ですか?
- 問) 防犯目的であればどこにとりつけてもよいですか?
- 問) 警察から映像データの提出を求められました。提出して大丈夫?
- 問)映像データは自治会員であれば誰でも操作して、見られる装置に保存 してありますが、問題ないですか?

(4) 行事の写真撮影

行事写真を撮って、ホームページに掲載することは、原則として、個人情報の取得と第三者提供にあたります

- 問) 行事の写真を撮るのに、参加者全員から同意をとらなければいけませんか?
- 問) 撮影した写真をホームページに載せることに問題はありますか?

4 自治会の組織

(1) 法的位置づけ

権利能力なき社団(判例上認められた組織形態) 認可地縁団体(地方自治法)

NPO法人

その他、公益社団法人、一般社団法人、株式会社等々 団体としてどこまで責任を負うか、どの組織形態をとっても大きく変わ ることはないが、権利の取得場面では大きく異なります

(2) 行政との協働

川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例 広報誌の配布

国勢調査員の推薦(統計法、国勢調査令により総務大臣が任命する) 選挙対応

空き家対策

5 会費

(1) 会費の徴収

徴収方法や年度途中で退会した場合の返金の有無などは規約に記載

(2) 寄付金

一律、寄付金を上乗せして、会費と一緒に徴収する方法

(3) 明朗会計

予備費、その他費用に多額の予算をつけない 行事の打ち上げ費用を会費から支出するのは慎重に

6 リスク管理

・イベント、活動中の事故 保険の活用 ボランティア保険の活用

・印刷物等による著作権侵害

インターネットからの引用には注意

・個人情報の漏洩

個人データの管理の徹底

個人情報取り扱いガイドラインの作成